

令和5年度内閣府本府政策評価実施計画の決定について

〔 令和5年3月23日
内閣総理大臣決定 〕

令和5年度内閣府本府政策評価実施計画を別紙のとおり決定する。

附 則

この決定は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年度内閣府本府政策評価実施計画

令和5年3月23日
内閣総理大臣決定

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「法」という。)第7条の規定に基づき、令和5年度内閣府本府政策評価実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和5年度の1年間とする。

2 事後評価の対象とする政策及び評価の方法

事後評価の対象とする政策は、以下のとおりとする。

なお、内閣府本府政策評価基本計画(第7次)(令和2年5月14日内閣総理大臣決定)(以下「基本計画」という。)に基づく旧施策の事後評価については、(1)アに掲げる政策で当該旧施策に関連するものの評価の中で実施する。

(1) 基本計画の対象とする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)

実績評価方式による評価を行う対象政策

ア 政策体系に基づく政策

- 2. 政府広報の戦略的な展開
- 7. 防災に関する施策の推進
- 9. 沖縄振興に関する施策の推進
- 20. 公益法人制度改革等の推進
- 22. 迎賓施設の適切な管理・運営
- 27. 有人国境離島施策の推進

事業評価方式による評価を行う対象政策

ア 規制に係る政策

規制を担当する部局と調整の上で決定。

イ 租税特別措置等に係る政策

租税特別措置等を担当する部局と調整の上で決定。

(2) 政策決定後5年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策(法第7条第2項第2号に区分されるもの)

該当なし。

(3) その他の政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)

該当なし。

3 その他

基本計画の対象とする政策で、政策体系に基づく次に掲げる政策のうち可能なものについては、内閣府本府における EBPM の取組により、政策の目的の達成までに至る因果関係の仮設を示すロジックモデルを作成した上で、事前分析表を作成する。

- 4．経済財政に関する施策の推進
- 10．高齢社会対策大綱の作成・推進
- 11．障害者基本計画の策定・推進
- 13．青年国際交流の推進
- 14．遺棄化学兵器の廃棄処理の実施
- 15．重要土地等の調査及び規制等の実施
- 24．匿名加工医療情報に関する施策の推進
- 26．北方領土問題解決促進のための施策の推進